# 宝塚市共同利用施設山本会館

山本自治会

名 称 宝塚市立共同利用施設山本会館

場 所 宝塚市山本東2丁目2番1号

あいあいパーク(宝塚園芸振興センター)の2階

最寄り駅 阪急電鉄宝塚線山本駅から南西へ約300%

電話番号 0797-89-5933

駐車場 有料駐車場あり(3時間無料のスタンプ押印サービス有り。以降30分ご

とに200円要)

ただし、満車時には利用できません。

管理運営団体 山

山本自治会

休館 日 年末年始(12月29日~翌年1月3日)及び臨時休館日

開館時間 午前10時~午後7時

受付時間 午前10時~午後5時(電話による受付時間は午後1時~3時)

利用可能室 集会室1-A(51.77m²)、集会室1-B(52.85m²)

一体利用が可能です。)

集会室2 (40.77㎡)

(集会室2は木造建築部分のため、激しい運動や振動を 伴う活動には利用できません。)

学習保育室(21.84 m²)

(学習保育室は下足を脱いで利用してください。)

調理室(34.40 m²)

(調理室はシステムキッチンや調理台を2台備えていますが、 厨具(具体的にはまな板・包丁類、鍋・釜類、食器類)はそれ ほど多くは用意しておりません。不足分は利用者ご持参の上 で利用ください。なお、調理室としての利用については、申込 前に部屋の現状をよく確認してください。

なお、会議室としての利用も可能です。

利用申込方法

同会館内で先着順にて受付

受付時間(午前10時~午後5時)内にお越しください。

なお、電話予約もできますが、午後1時~3時の間のみの受付とし、 電話受を含んで5日間以内にお越しいただき、利用申込書の提出と 利用料金の支払いを済ませた場合のみ有効とします。5日間をすぎた 場合はその予約は無効となります。

利用登録団体以外の団体および個人は、利用日の2か月前から7日前までの間、利用申込できます。

当分の間、一回(一日)に申込できるのは、最大3日分までで、なおかつ3部屋までとします。

また、管理運営団体が先行予約している日時や部屋もありますので、ご 了承ください。さらに、利用登録団体の申込期間が早くから開始されて いるため、その他の団体および個人の申込時点で予約済の場合がありま す。

利用料金

別表のとおり

その他

管理運営規程等に従って利用してください。

# 利用登録団体

利用登録団体とは、次の条件により、事前に登録申請書等を提出していただくことにより、その他の団体・個人より有利な条件で、会館を利用できるものです。

## 利用登録団体になることのできない場合

- 1. 団体の所在地が宝塚市外の団体。
- 2. もっぱら営利を目的とした事業を行い、又は営利事業を援助すると認め られるとき。
- 3. 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の 候補者を支持すると認められるとき。
- 4. 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援すると認められるとき。
- 5. 集団的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその 関係者が利用し、若しくは利用に関係し、又はこれらの者の利益になると 認められるとき。
- 6. 会館又は付属施設を破損、滅失又は著しく汚損するおそれがあると認め られるとき。
- 7. その他、会館の管理上支障があるとき。

#### 利用登録団体の登録申請時提出物

- 1. 宝塚市立共同利用施設山本会館利用登録団体登録申請書
- 2. 団体の最新の規約
- 3. 直近の年度の決算書及び予算書
- 4. 最新の構成員名簿

#### 登録認定の連絡

上記の申請書等を提出後1週間以内に、登録の可否をご連絡します。

登録を認定した団体については、当該年度の年会費として3,000円をお支払いいただくことにより、登録手続きが完了します。

なお、登録後、虚偽の内容により登録申請をしていたことが判明した場合は、その登録認定を取り消します。また、その際、既納の年会費は返還しません。

## 登録申請の受付

4月1日以降登録認定が有効となる本年度分(3月31日まで有効)の登録申請は、 毎年3月1日から同会館内で受け付けます。(2001.4.1改訂)

午前10時~午後5時の間にお越しください。

なお、受付時には登録は完了していませんので、部屋の利用申込はできません。 後日、登録認定の可否を連絡し、年会費をお支払いいただき、認定書をお渡しして 以降に先着順に受け付けいたします。

#### 利用登録団体になる利点(2025.4.1改定)

- 1. 利用料金が、その他の団体・個人に比べて半額程度になります。(別表参照)
- 2. 利用申込の受付期間が、その他の団体・個人より長くなります。

具体的には、その他の団体・個人が利用日の2か月前から7日前までの受付期間であるのに対して、利用登録団体の場合は、利用日の3か月前から3日前までの受付期間とします。

例えば、12月6日に利用しようとする場合、利用登録団体であれば 9月7日から申込できますが、その他の団体・個人の場合は10月7日からの申 込となります。 別表(管理運営規程第9条関係)

宝塚市立共同利用施設山本会館 利用料金表

#### 利用区分表

午 前	午前10時~正午
午後	午後1時30分~3時30分
夕 方	午後4時~6時

利用者は、上記区分による時間内で、鍵の授受をしてください。利用区分を 超える利用は、午前9時以降午後7時迄となっております。

例) 午前の区分を利用する場合は、午前10時以降に鍵を借りて 入室し、利用後の後片づけを済ませ、戸締まりのうえ正午ま でに鍵をお返しください。

部屋内に荷物等を置いたまま翌日も利用する終日利用の場合、部屋を施錠していただいた後、夜間は機械警備に入りますが、部屋内に残された物品等について盗難、毀損等が発生しましても山本会館では、一切責任を負いません。

利用区分1単位当たりの利用料金

利用室名 ( 床面積 )	利用登録団体	その他の団体 及び個人
集会室1-A (51.77 ㎡) 机9台 ・ イス26脚	2,400円	4,000円
集会室1-B (52.85 ㎡) 机9台 ・ イス26脚	2,400円	4,000円
集会室2 ( 40.77 ㎡) 机7台 ・ イス21脚	2,400円	4,000円
学習保育室 ( 21.84 m²)	1,200円	2,000円
調理室(※)(34.40 ㎡) (ガス・水道利用の場合) テーブル2台 ・ イス16脚	1,200円(2,400円)	2,000円(4,000円)

- ※調理室でガス・水道等の調理施設を利用する場合は、別途、部屋の 利用料金と同額の調理施設利用料金をお支払いください。
- ※利用区分表に記載の時間区分を超える利用については、超過分1時間につき、1単位当たりの利用料金の半額をお支払いください。なお、1時間に満たない超過分は1時間に切り上げるものとします。
- ※終日利用については、夜7時以降翌朝9時までの夜間料金14,000円と上記利用料金を合算してお支払いください。